

## 地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和5年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	25,000千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	439,123千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	38,402			28,184	953	9,265
	障害者福祉事業	56,851	40,388		1,200	1,422	13,841
	高齢者福祉事業	39,467	18,416		2,282	1,750	17,019
	福祉医療給付事業	12,935	6,408			608	5,919
	児童福祉事業	35,204	21,808		1,009	1,156	11,231
	小計	182,859	87,020		32,675	5,889	57,275
社会保険	国民健康保険事業	19,245	7,913			1,056	10,276
	介護保険事業	93,347	5,359		577	8,147	79,264
	後期高齢者医療保険事業	71,988	14,394			5,369	52,225
	小計	184,580	27,666		577	14,572	141,765
保健衛生	成人保健事業	16,460	891		2,757	1,194	11,618
	母子保健事業	1,529	250			119	1,160
	感染症予防事業	6,186	101			568	5,517
	医療確保事業	47,509		19,000		2,658	25,851
	小計	71,684	1,242	19,000	2,757	4,539	44,146
合計	439,123	115,928	19,000	36,009	25,000	243,186	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。